

抜粋

令和5年7月18日

尼崎市環境基本計画改定部会

資料1

尼崎市環境基本計画

～「環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき」を目指して～

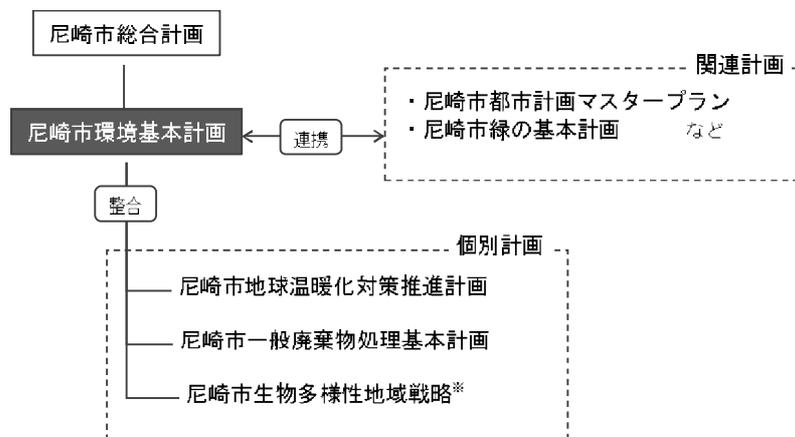
令和6年●月

尼崎市

第1章 基本的事項

1 位置付け

- ・尼崎市の環境をまもる条例第6条に基づき「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定します。
- ・国・兵庫県における上位計画や庁内における関連計画と連携・整合を図りつつ、尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現するものとします。
- ・具体性の高い内容については個別計画に委ねることとし、計画では今後の環境政策のよりどころとできるよう、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性を示すこととします。



2 対象とする区域

尼崎市全域

3 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間を計画期間とし、中間年次（令和10年度（2028年度））には取組の点検・評価を実施するとともに、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

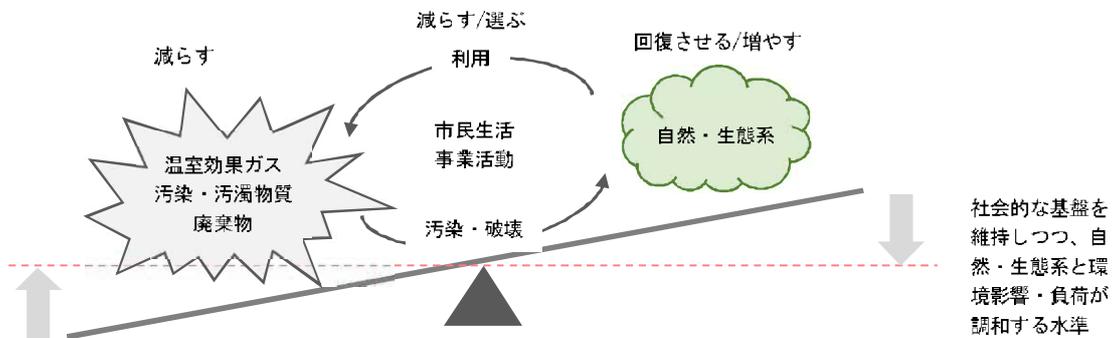
4 計画の対象とする主な環境

地球環境	地球の温暖化、資源の有効活用 など
生活環境	公害の防止、廃棄物の処理 など
自然環境	身近な自然、緑地・水辺の保全・創出、生物多様性の保全 など

第3章 目指す環境像

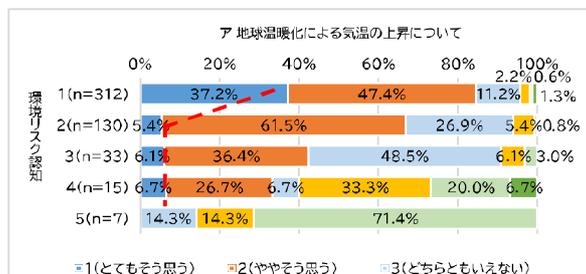
1 基本的な考え方

- ・ 経済発展により私たちの暮らしは豊かで便利となった一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあるほか、資源の枯渇・不足といった問題も顕在化しています。これまでの可能な限り環境汚染・汚濁を軽減するという考え方で環境問題に取り組むのではなく、環境・資源には限界があることを認識し、成熟した社会を目指す必要があります。
- ・ しかしながら、私たちが暮らし、働いていくためには自然・生態系から得ている資源・エネルギーの消費は必要不可欠であるため、社会経済活動によって生じてしまう環境影響・負荷が自然・生態系の再生産・浄化能力を越えない範囲で環境と調和しながら暮らし、働いていく必要があります。

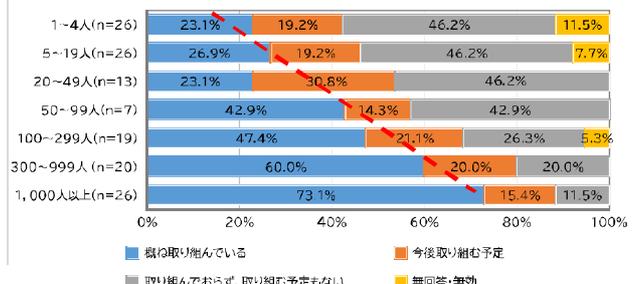


2 尼崎の状況

- ・ 前計画において設定していた指標については悪化傾向にあるものはなく、改善傾向にある、または高い水準で維持されており、尼崎の環境に関する取組については、一定の進捗があったといえます。
- ・ 一方で、環境を取り巻く状況への変化に対応していくためには、社会・経済の変革が求められているものもあり、市民・事業者の幅広い理解・協力が必要となりますが、現状では環境意識の高い一部の市民や規模の大きな事業者による取組に留まっているという課題があります。



例：地球温暖化による気温の上昇に関するリスク認知と何らかの取組をしたいという態度の関係（市民）
 ※深刻なリスクだと思ふ人ほど取組の必要性を感じている。



例：従業員数と省エネ性能の高い設備の導入の関係（事業者）
 ※従業員数が多い事業者ほど取組の状況が高くなっている。

3 目指す環境像

大量の資源・エネルギーの消費を前提としている現在の社会経済活動やライフスタイルは、繊細なバランスの上に成り立っている環境に負荷を与えており、その結果として気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失、汚染物質の排出など様々な環境問題を引き起こしています。

特に社会経済活動がグローバル化している現代においては、環境問題を地域だけの問題として捉えるだけでなく、地球規模の問題としても捉える必要があり、これまでの環境汚染・負荷を軽減していくという視点に加え、どのような資源・エネルギーをどのように消費していくのかという視点からの取組も行っていかなければなりません。

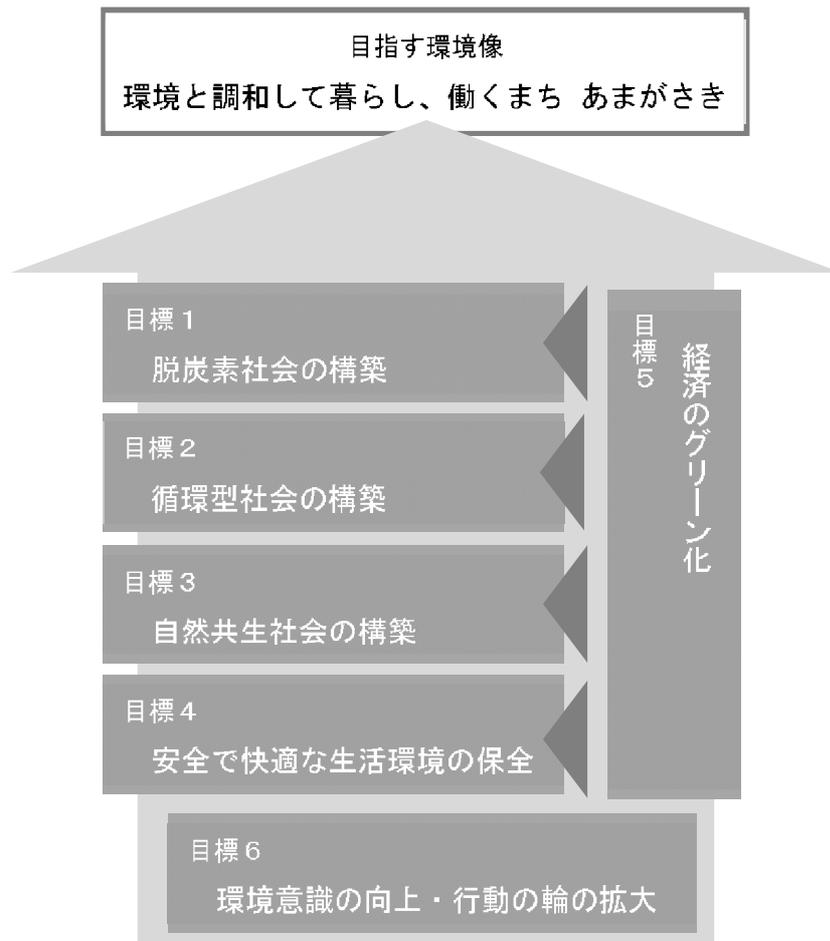
これらに取り組んでいくためには、一部の環境意識の高い市民・事業者だけが取り組むのではなく、かつて尼崎の市民・事業者・行政が互いに協力し、努力しながら深刻な公害問題に取り組んできた経験を踏まえ、私たち一人ひとりの意識・行動を変えていくことが環境問題の解決につながることを認識し、環境と調和したまちの実現を目指していくため、本計画において目指す環境像を次のとおり定めます。

環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき

第4章 環境像の実現に向けた取組

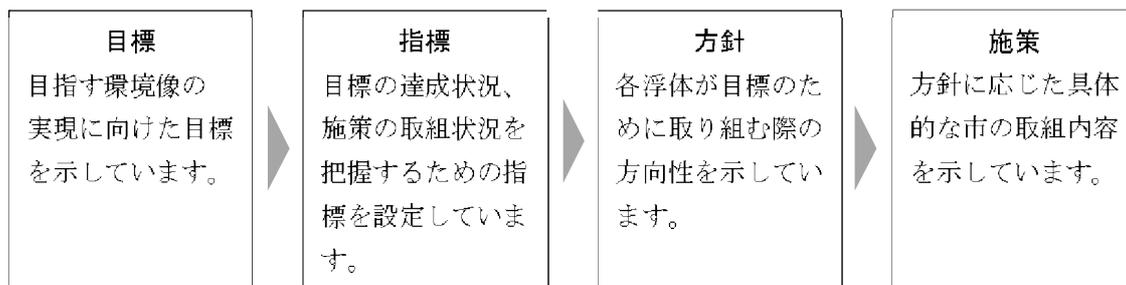
1 目標体系

- ・目指す環境像を実現するために6つの目標を定め、取組を進めていきます。
- ・目標1から目標4までの目標を効果的・効率的に達成するために経済の視点からの取組として目標5の達成に取り組みつつ、市民・事業者・市が協力しながら目指す環境像の実現に向けた取組を進められるよう目標6の達成を目指します。



2 目標・指標・方針・施策

- ・目標を達成するために必要と考えられる取組を施策として講じていきます。



目標 1 脱炭素社会の構築

■指標

指標	基準	目標
二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) ※尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づき把握する実績	3,502 (H25)	1,737 (H25比50%減) (R12)
エネルギー消費量 (TJ) ※尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づき把握する実績	37,990 (H25)	26,752 (R12)
太陽光発電設備導入量 (kW) ※固定価格買取制度に基づき認定された太陽光発電設備(家庭用:10kW未満)の容量	1.9万kW (R3)	4万kW (R12)
地球温暖化を防止するための行動を実践している市民の割合 (%) ※尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果	48.9 (R3)	70.0 (R15)
地球温暖化による危機を認識している市民の割合 (%) ※尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果	34.2 (R3)	61.5 (R15)

■方針・施策

方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

徹底的な省エネ対策によりエネルギー消費量を削減するとともに、可能な分野から消費するエネルギーは二酸化炭素を排出しないものへ可能な分野から転換します。

施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

- ・省エネ診断の実施や省エネ対策に関する情報提供などにより地球温暖化対策に関する知識を実際の環境配慮行動への転換を促します。

施策イ 省エネルギー型の設備・建築物の普及

- ・省エネ性能の高い設備への更新、新技術を活用した設備やエネルギーマネジメントシステムの導入、消費エネルギーを大幅に削減、またはエネルギー収支が正味でゼロになる建築物の普及を促します。

施策ウ クリーンエネルギーの利用

- ・太陽光発電設備の導入や電化と併せて再生可能エネルギーで発電された電気の利用を推進します。
- ・燃焼時に二酸化炭素を排出しない燃料である水素については燃料電池をはじめとする水素関連技術の普及を進めつつ需要の拡大につなげていきます。
- ・電化が困難な高温域での熱利用については、熱源として利用できるメタンを合成するメタネーションなどの技術開発の動向を注視していきます。

方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

地域におけるエネルギー消費の最適化、自転車や公共交通機関の利用促進などによりエネルギー効率の高い都市への転換を図ります。

施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、分散型エネルギーリソースやエネルギーマネジメントシステムの導入によりエネルギーの地産地消・融通や脱炭素化を進めるとともに、災害時のレジリエンスの向上につなげます。

施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

- ・自転車の走行空間の整備やコミュニティサイクルの普及などにより自転車の利用環境の向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントにより公共交通機関の利用を進めます。
- ・燃費のよい自動車や走行時に二酸化炭素を排出しない自動車の普及を進めます。

方針③ 気候変動のリスクに備えます

気候変動が引き起こす気温の上昇や降水パターンの変化による影響・被害に関する情報収集を行うとともに、対策を講じます。

施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

- ・気候変動の影響・被害については情報が少ないため、国や関係機関などからの情報収集に努めるとともに、その影響・被害について市民・事業者に情報提供を行うことで適応策の意義や必要性について理解・認識を高めます。

施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

- ・熱中症の予防や対策に関する啓発や注意喚起などにより熱中症の発症や重症化を防止します。
- ・雨水を地下浸透させる透水性舗装の整備、雨水を有効利用する雨水貯留タンクの普及などにより局所的・短期的な降雨による雨水の河川・下水道への急激な流入を抑制することで浸水被害などの水害を防止します。

目標2 循環型社会の構築

■指標

指標	基準	目標
焼却対象ごみ量 (t) ※尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき把握する実績	134,041 (R1)	119,501 ※R1比11%減 (R12)
1人1日あたりの燃やすごみ量 (g/人・日) ※尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき把握する実績	457 (R1)	410 ※R1比10%減 (R12)
事業系ごみ量 (t) ※尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき把握する実績	51,133 (R1)	46,020 ※R1比12%減 (R12)
廃棄物処理に係る不利益処分等の件数 (件) ※尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標	0 (R3)	0 (R9)
ごみを発生させない取組を行っている市民の割合 (%) ※尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果	29.4 (R3)	50.0 (R15)

■方針・施策

方針① ごみの発生を抑制します

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組により、できるだけごみを出さないようにします。特に一般廃棄物については、循環型社会の形成に向けて、今後はごみをつくらないリデュースを最優先として取り組みます。

施策ア リデュース・リユースの実践・定着

- ・家庭で廃棄される食品の見える化や宴会・会食時の食べきり・持ち帰りの呼びかけなどにより食べ残しや手つかず食品などの食品ロスの削減を進めます。また、余っている食品については福祉団体への寄付などにより有効活用し、福祉の視点からも食品ロスの削減を進めます。
- ・使い捨て型の生活の見直しを促すことでレジ袋やペットボトルなどの利用削減を進めるほか、店舗における包装の簡素化やマイボトルの利用、給水機の設置の普及促進などによりプラスチックごみの削減を進めます。
- ・リユースショップやスマートフォンアプリを活用したリユースサービスに関する情報提供などを行うことでリユースに取り組む機会を創出します。

施策イ リサイクルの推進

- ・紙資源のうち家庭から排出されるものについては現行の「紙類・衣類」の日での回収だけでなく、資源集団回収運動の活性化により回収量を増加させるとともに事業所から排出されるものについては紙資源業者との連携により分別排出・リサイクルの取組を促進します。
- ・生ごみ処理機の普及による生ごみの自主的なリサイクルの促進や有用金属を含む小型家電の効率的なリサイクル手法を検討し、実施します。

方針② ごみを適正に処理します

3Rに取り組んだうえでやむなく排出されるごみについては適正に処理します。

施策ア 適正処理の更なる推進

- ・多量の廃棄物が発生する大規模な事業用建築物の所有者に対し、廃棄物の減量計画の作成の義務付けや立入検査などにより事業系廃棄物の減量化・適正処理を推進します。
- ・資源物の持ち去りを防止するためのパトロールなどの実施や違法な不要品回収業者を利用しないよう呼び掛けることにより適正なりサイクルを推進します。
- ・水銀を含む蛍光灯などの処理困難物については安全で効率的な収集体制を検討し、適正な排出方法を周知していきます。
- ・産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査や指導などにより減量・資源化の促進や適正処理の確保を進めます。
- ・ごみを焼却する際に発生する排熱を発電に利用します。
- ・市内に2施設ある焼却工場について、老朽化した施設の更新や維持管理費用を削減するため、令和7年度に1施設に集約し、令和13年度に稼働予定の新たなごみ処理施設を整備します。

施策イ 地域環境の美化

- ・ポイ捨てに由来するごみが河川を経由して海洋ごみの要因になっていることから、まちの美化活動を促進します。
- ・不法投棄の未然防止を図るため、パトロールや啓発活動を行います。

目標3 自然共生社会の構築

■指標

指標	基準	目標
生物多様性の認知度 (%) ※尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果	35.9 (R4)	50.0 (R15)
確認された種の数 (種) ※尼崎市生物多様性地域戦略の改定時に実施する生物調査の結果	集計中 (R4・5)	現状より増やす (R15)
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合 (%) ※尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果	0.8 (R4)	4.0 (R15)

■方針・施策

方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

自然の恵みである生態系サービスを支える生物多様性を理解し、生物多様性に配慮した行動するとともに、自然の機能をまちづくりに活かします。

施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

- ・生物多様性の概念だけでなく、暮らし・経済活動が自然の恵みなしには成り立たないことや生物多様性の損失を止めるためには幅広い分野との連携が必要であることなどを啓発することで、生物多様性への理解を深めます。
- ・暮らし・経済活動は様々な資源を消費しながら営まれており、市内外の生物多様性にも影響を及ぼしていることから、環境ラベル商品の選択など生物多様性の保全を意識した消費行動の普及を進めます。
- ・尼崎の動植物や生態系に関する樹法を把握するため、身近な自然については定期的な調査を実施するなどにより情報の蓄積・発信をします。

施策イ 農地の保全・活用

- ・農地は農作物の生産場所としてだけでなく、生物の生息・生育環境として特殊な環境であることから、市民農園として整備・活用するなどにより都市に残された農地の保全を図ります。
- ・農作物の生産・販売などに必要な資材などに補助を行うことで農業経営の支援を行います。また、尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、広く周知するとともに、地産地消を促進していきます。

施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

- ・自然や生物の営みなどがもたらす直接的・副次的な機能・作業をまちづくりに活かすためにグリーンインフラ（自然環境が有数多様な機能を活かしたインフラ整備）やNbS（自然を活用した解決策）という概念を普及させ、活用していきます。
- ・土壌の有する保水・浸透機能が降雨時の下水道負荷の軽減につながるほか、樹木による緑陰の形成や蒸散作用がヒートアイランド現象の緩和や暑さ対策につながることから危険木の撤去の考え方などを踏まえながら公園・街路樹をはじめとする公共施設の緑を適切に保全・維持管理します。

- ・農地を災害発生時に一時避難や負傷者の応急処置の場として使用できるよう防災協力農地として登録し、防災面からも活用していきます。

方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

身近な自然として古くから残存している樹林や河川や人為的に整備する緑地や水辺についても生活環境に配慮しつつ生物の生息・生育環境として保全・創出します。

施策ア 生物の生息・生育に配慮した緑地・水辺の保全・創出

- ・河川や河畔林、社寺林、田畑、水路など過去から存在している身近な自然については、成り立ちなどを考慮しながら保全していきます。
- ・まとまった緑のある緑地や河川については生物の生息・生育環境としての質を高めるとともに、身近に自然を感じ、触れ合うことのできる場としていきます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合や既存の緑地・水辺の改修・再整備の機会などを的確に捉え、草地・樹林・水辺などを適切に配置することで、生物の生息・生育環境への配慮を促します。

施策イ 地域性に配慮した生物の生息・生育環境の保全

- ・地域固有の希少生物の生息・生育環境を保全するとともに生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす侵略的外来種については防除を行います。
- ・緑化を行う際には、生態系に悪影響を及ぼす外来種などを用いないよう配慮するほか、在来種の活用を検討することで地域の生態系に配慮します。

目標4 安全で快適な生活環境の保全

■指標

指標	基準	目標
大気汚染に関する環境基準の達成率 (%) ※SO ₂ 、CO、SPM、NO ₂ 、O ₃ 、PM _{2.5} 、有害大気汚染物質に関する環境基準の達成率	96.8 (R3)	100 (R15)
水質汚濁に関する環境基準の達成率 (%) (河川・海域) ※健康項目・生活環境項目 (水生生物の保全に係る推進環境基準を含む) に関する環境基準の達成率	97.1 (R3)	100 (R15)
騒音に関する環境基準の達成率 (%) (自動車) ※騒音 (面的評価) に関する環境基準の達成率	98.2 (R3)	100 (R15)
騒音に関する環境基準の達成率 (%) (新幹線) ※騒音に関する環境基準の達成率	100 (R3)	100 (R3)
騒音に関する環境基準の達成率 (%) (航空機) ※騒音 (面的評価) に関する環境基準の達成率	100 (R3)	100 (R3)
行政処分件数 (件) ※尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標	0 (R3)	0 (R9)
過去に比べ公害が問題ではないと考える市民の割合 (%) ※尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果	49.7 (R4)	現状より改善する

■方針・施策

方針 空気・水・土・静けさを大切にします

大気環境や水環境などの状況について監視するとともに、事業所・工事現場への立入検査などにより環境汚染の未然防止に努めます。

施策ア 大気環境の保全

- ・大気環境の状況を監視するとともに、大気汚染を防止するため、事業所への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。
- ・エコカーの普及に努めるとともに、自動車から公共交通機関への転換の取組を進めることで、過度な自動車利用の抑制に努めます。
- ・建築物からのアスベストの飛散を防止するため、工事現場への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

施策イ 水環境の保全

- ・河川や地下水などの水環境の状況を監視するとともに、水質汚濁を防止するため、事業所への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。
- ・河川・海域における水環境の向上を図るため、下水道施設の適切な維持管理を行います。

施策ウ 静けさの確保

- ・自動車や新幹線、航空機などによる騒音・振動の状況を把握するとともに、必要に応じて国や事業者に対して発生源対策や安全対策などを要望します。
- ・事業所・工事現場などからの騒音・振動については、立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

施策エ 土壌・地盤環境の保全

- ・土壌汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者への指導を行うとともに、土壌汚染が判明した際には適切な対策を指導します。
- ・地盤沈下を未然に防止するため、地盤変動量や地下水位を把握します。

施策オ 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

- ・公害の歴史を二度と繰り返さないようにするため、これまでの経験や取組を次世代に引き継ぎます。
- ・これまでに蓄積してきた大気環境や水環境などに関する情報を整理し、わかりやすく発信することで過去からの汚染の推移や現状について、市民や事業者の理解を深めます。

施策カ 有害物質・環境リスクへの対応

- ・有害化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者に対して適正保管や適正処分を指導します。
- ・最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準への追加が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質の調査研究などを行います。
- ・環境基準を達成できていない項目については、その原因や環境改善のための対策に関する情報の収集などに努めます。

目標5 経済のグリーン化

■指標

指標	基準	目標
二酸化炭素排出量あたりの市内総生産（億円/kt-CO ₂ ） ※各種統計値を用いて算出	0.71 (R2)	現状より改善する
最終処分量あたりの市内総生産（億円/t） ※各種統計値を用いて算出	0.026 (R2)	現状より改善する

■方針・施策

方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

経済活動は市内外の資源・エネルギーを消費しながら営まれており、環境に様々な影響を及ぼしていることから、環境汚染・負荷を低減するために環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します。

施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

- ・環境や社会にも配慮した経済活動であるエシカル消費という考え方を普及させ、モノ・サービスの消費を通じて経済のグリーン化を進めます。
- ・環境に配慮されたモノ・サービスの導入の支援を通じて、環境・エネルギー分野における需要の創出を図ります。
- ・事業者による環境への取組の発信とその取組について市民の理解を深めるために、工場や事業所を見学できる機会を設けます。

施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、循環経済やネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを的確に捉え、省エネ性能や資源の利用効率・循環効率の高く、自然の回復につながる環境配慮型のモノ・サービスの開発・販売を支援します。

方針② 環境に配慮した事業活動をします

事業活動そのものに環境への配慮を組み込むことで経済的な価値だけでなく、社会的な価値を生み出します。

施策ア 環境配慮経営の実践

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、循環経済やネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを機会と捉え、環境技術の開発や ESG 投資の呼び込みを支援することで環境配慮経営の普及を進めます。
- ・環境問題を取り巻く状況の変化に対応するに資金面の支援だけでなく、情報提供なども含めたきめ細かな支援を講じていきます。

施策イ 環境影響評価制度の活用

- ・環境影響評価制度に基づく手続きの機会を捉え、一定の要件を満たす開発の実施に際しては、持続可能なまちづくりにも資する事業となるよう事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

■指標

指標	基準	目標
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数（人） ※あまがさき環境オープンカレッジにおける実績	2,400 (過去8年間の平均値)	2,400以上を維持 (R6～R15)
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントにおいて実際されるアンケート結果のうち「これから実際にやってみたいことが見つかった」人の割合（%） ※あまがさき環境オープンカレッジが実施するアンケートの結果	39.6 (R4)	50.0 (R15)
あまがさき環境教育プログラム実施校（校） ※尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標	20 (R3)	41（全校） (R9)
環境に関する学習・イベントに参加している市民の割合（%） ※尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果	1.8 (R3)	8.0 (R15)

■方針・施策

方針①環境問題を知り、行動します

様々な環境問題の現状や原因を知り、行動につなげます。

施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換

- ・世代別の行動様式などを加味し、紙媒体やHPだけでなくSNSなども活用することでより多くの人に情報を効果的・効率的に発信します。
- ・市民や市民団体、事業者などとの交流の機会を増やし、環境に関する情報の交換や共有を促します。

施策イ 関心・理解の度合いやライフスタイルに応じた環境学習・啓発の実施

- ・あまがさき環境オープンカレッジと連携し、関心・理解の度合いやライフスタイルなどに応じて学べる機会を提供します。また、座学だけでなく、必要に応じて屋外での体験学習を通じて環境への理解を深めます。

施策ウ 環境教育の充実

- ・独自の小学生向け環境教育プログラムである「あまがさき環境教育プログラム」に基づく環境教育を普及するほか、必要に応じて内容の見直しや対象者の拡大に取り組みます。

施策エ 環境保全活動の支援

- ・環境活動団体の活動の活性化を図るため講師の派遣や環境保全活動に必要となる費用への助成などを行います。
- ・環境保全活動を始めるためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境保全活動に携わる市民を増やします。

施策オ 環境保全活動の担い手の発掘・育成

- ・あまがさき環境オープンカレッジと連携し、環境に関する情報交換や交流の機会をつくることで、新たな担い手を発掘するほか、人材を育成するための講座を開催します。

方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

環境保全活動を促進するため、多様な主体の参画や社会・経済に関する取組との連携を進めます。

施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大

・多様な視点・価値観をもって環境問題に取り組めるよう様々な分野で活動する市民団体や専門家、企業などと連携し、環境問題に取り組む主体の裾野を広げるとともに、分野を越えたネットワークを築いていきます。

施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践

・環境に関する課題と社会・経済に関する課題は関連している場合が多く、労力・資金を効果的・効率的に活用するためにも課題の同時解決を意識した取組を検討していきます。

令和5年6月26日

尼崎市生物多様性地域戦略策定部会

資料1

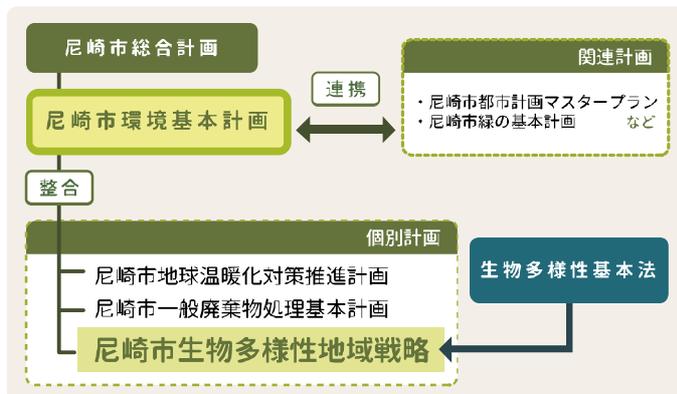
尼崎市 生物多様性地域戦略



尼崎市生物多様性地域戦略とは

戦略の概要・位置付け

- ・ 尼崎市における環境政策の中長期的な方向性を示す尼崎市環境基本計画のうち生物多様性や生態系の保全などに取り組むうえで必要な事項を示す個別計画として策定しています。
- ・ 生物多様性基本法第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）として策定します。



対象とする区域

尼崎市全域

計画の期間

令和6年度から令和15年度までの10年間
社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

生物多様性とは

生物多様性ってなに？

生物多様性とは、生き物の多様さと生き物のすみかとなる生態系の豊かさを表す言葉です。生物多様性には、3つのレベルがあります。

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
様々なタイプの自然があること	様々な種類の生き物がいること	同じ種類の生き物でも様々な個性があること
樹林・田・川 イラスト		

なぜ、生物多様性を保全しないといけないの？

私たちの暮らしは「生態系サービス」と呼ばれる自然の恩恵に支えられており、このサービスは生物多様性によって成り立っています。

基盤サービス	供給サービス	文化的サービス	調整サービス
<p>大気・水の循環・土壌の形成などすべての生き物の息息・生育の基盤をつくる</p> 	<p>食べ物や木材、水、医薬品の原料など、暮らしに不可欠な物質を供給する</p> 	<p>感性を育む、レクリエーションの場を提供するなど、豊かな文化を支える</p> 	<p>気候の調整や自然災害の緩和など、環境を調整する</p> 

生物多様性から得られる様々な恵み

しかしながら、宅地の造成や海面の埋立て、人間が持ち込んだ化学物質や外来生物、地球温暖化による環境の変化などの様々な人為的な影響により、生物多様性が損なわれ、生態系サービスの劣化が進んでいるとされています。特に都市部である尼崎は市外からの生態系サービスに大きく依存しており、今後も豊かな暮らしを営んでいくためには、生物多様性を理解し、日々の行動・選択を変えていくという一歩を踏み出すことが大切です。

<p>生物多様性保全に関する活動に参加する</p> 	<p>最後まで責任をもって生き物を飼う</p> 	<p>生物多様性に配慮した商品・サービスを選ぶ</p> 	<p>地元産の農作物を購入して市内の農地を保全する</p> 
---	---	--	---

私たちにできること

本冊子では、尼崎における生物多様性を整理した上で、尼崎市が目指す将来像とその実現に向けた取組の方向性を示しています。身近な生物多様性に関心をもち、どうすれば生物多様性を豊かにしていけるか考えてみましょう。

尼崎市における生物多様性

尼崎の自然の成り立ち

縄文時代には市域の大部分が海であり、河川からの土砂の堆積や海岸線の後退などによって徐々に現在の市域が形成されていきました。そのため、尼崎の自然として過去から存在していたものとしては、河川や海、河畔林、社寺林、田畑などが考えられます。

昭和初期頃までは市域のほとんどは田畑が広がった田園風景であったと考えられ、河川や海では漁業が営まれていたほか、河川では水浴や釣りなどの川遊び、干潟では潮干狩りなどが行われており、暮らしと自然は身近なものでした。



嵯名川自然林(平成2年)



その後、農地は宅地や工場用地などに転用が進み、高度経済成長期には面積を大きく減らすとともに、河川は水害対策として改修が行われ、海では埋立てなどにより海岸線の人工化が進み干潟は消失するなど市域の市街化が進みました。

都市化の進展に伴い、尼崎の自然は大きく姿を変えてしまいましたが、現在においても一部は貴重な自然として残存しており、様々な生き物が息息・生育しているほか、生物多様性に配慮した緑地も新たに整備されるなど、人との関わりの中で保全・創出されています。

尼崎市における身近な自然

河川

- ・アユやウナギといった回遊魚や、絶滅危惧種のミナミメダカなどが確認されています。また、河原には多様な草本群落が広く分布し、鳥類ではオオヨシキリやトビ、昆虫類ではアキアカネやヒメボタル、両生類・爬虫類ではツチガエルやニホンスッポン等、都市部では見られない多くの種が生息・生育しています。一方で、特定外来生物の生息も多数確認されており、その防除が課題となっています。
- ・水辺を活用した環境学習が行われています。継続性をもって、より一層生物多様性への理解や関心を高めていくことが重要です。



武庫川



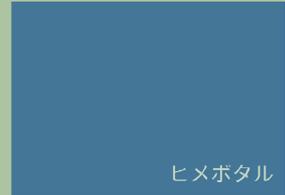
滝川



猪名川



カワセミ
オイカワ



ヒメボタル

樹林
(河畔林・社寺林)

- ・古くから残されている自然である河畔林（猪名川自然林・佐撲丘）では良好な状態が維持されています。水辺を含めた多様な環境の中で、多様な動植物の生息環境となっています。特にチビクワガタ等のクワガタムシ類にとって本市における重要な生息場所となっています。地域団体と協力した保全体制の構築や、市民が生物多様性に触れるための活動に活用する等の取組が重要です。
- ・本市の社寺林は面積が小さいものが多く、河畔林と比較して樹林特有の昆虫類や鳥類は多くないものの、良好な状態が保たれており、現状の環境を保全していくことが重要です。



猪名川自然林



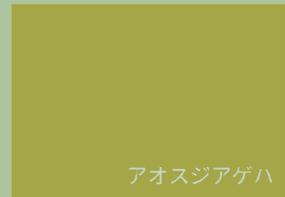
佐撲丘写真



富松神社叢



ヒヨドリ



アオスジアゲハ

農地

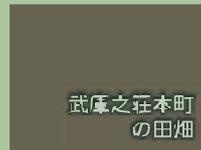
- ・ヒメミズワラビやコイヌガラシといった現在では希少となった植物や、都市化によって生息地が減少しているヌマガエルやトノサマガエルなどのカエル類などが確認されています。一方で、本市の農地は小規模な区域に分断されており、現在も減少が続いていることから、現状の農地や営農を保全していくことが課題です。



食滄の田畑



農業公園



武庫之荘本町
の田畑



ニホンアマガエル



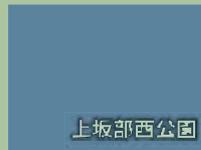
スギナ

公園・市街地

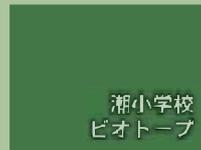
- ・西武庫公園など地区公園では多くの生物が見られ、デンジソウやカワヂシャなどの希少な植物や多数のトンボ類が確認されています。また樹林性の鳥類の生息場所にもなっています。一方で環境の多様性が少なく、多様な生物のための生息環境の整備が課題です。また、公園内の水域にはアメリカザリガニやオオフサモといった外来生物が確認され、その防除も課題です。
- ・市域のほとんど市街地の本市においても、成徳小学校など小面積でも多様な環境が見られる場所では、多様な種が生息・生育しています。生物多様性の核となる場所周辺の街路樹、緑道の整備などを通じて、緑地の機能を高めていくことが課題です。



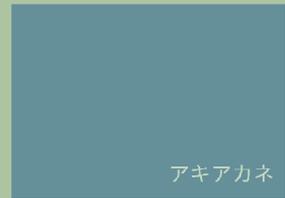
西武庫公園



上坂部西公園



瀬小学校
ビオトープ



アキアカネ



デンジソウ

将来像

樹林

・地元の協力・理解を得ながら、エノキ・ムクノキを主体とする河畔林や古くから存在する社寺林などが保全されており、樹林環境を好む昆虫（コクワガタ）や鳥（コゲラ、ヒヨドリ）などが見られます。

農地・水路

・営農の支援や市民農園の開設、「あまやさい」の地産地消により、農地・水路が維持され、湿性環境や水辺などに生息・生育カエルやメダカ、水草などが見られます。

私たちの暮らしは食べ物やきれいな空気・水などの様々な自然からの恩恵に支えられており、このような自然からの恩恵をもたらしてくれる生物多様性を保全することは多様な生き物を守るだけでなく、私たちの暮らしを守ることもつながります。さらには、豊かな生物多様性は気候の調整や自然災害の緩和などにもつながり、人類の存続のためにも必要不可欠なものであり、無関心でいるわけにはいきません。

尼崎は都市化の進展に伴い、過去に市内に広がっていた田園風景の多くは姿を消し、日常的に自然に親しむ機会は限られてしまいましたが、一部の河畔林や社寺林、田畑、河川などは当時の面影を残しつつ、身近な自然として現在も残存しているほか、新たに創出されている緑地や水辺もあります。

こうした状況を踏まえ、私たちの暮らしに必要な不可欠な生物多様性の価値を理解し、自然に対する感性を育みながら、尼崎の自然の成り立ちを踏まえた身近に四季を実感できるような都市の実現を目指すこととし、次のとおり将来像を定めます。

生き物と共生した四季を実感できるまち あまがさき

市街地（緑地・水辺）

- ・身近に生き物と触れ合える場所として緑地・水辺が整備されており、自然観察会などが行われています。
- ・生物多様性への理解が進み、環境配慮型のモノ・サービスを選択するなど生物多様性に配慮した市民生活・事業活動が普及しています。
- ・生き物の生息・生育環境に配慮した開発や地域性に配慮した緑化などが行われています。

河川

- ・市民・事業者などの協力・理解を得ながら外来種の防除などを行うことで在来種の生息・生育環境が保全され、様々な動植物が見られます。
- ・海と上流域をつなぐ河川には、多様な生き物が共存しています。
- ・生物の生息空間へ配慮した川づくりにより、生き物だけでなく、川沿いの散策を楽しむ人々や水遊びを楽しむ子どもたちなど、人々にとっても過ごしやすい空間となっています。

目標 1 生物多様性を理解し、大切にします

生物多様性という概念を理解し、日常生活や事業活動において生物多様性に配慮して行動します。

指標

指標	基準	目標
生物多様性の認知度 (%)	35.9% (R4)	50 % (R15)
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合 (%)	0.8 % (R4)	4.0% (R15)

施策ア

生物多様性や身近な生物に関する理解・関心の醸成

- 生物多様性の概念だけでなく、暮らし・経済活動が生物多様性の恩恵なしには成り立たないことや外来種の見分け方や影響などを啓発することで生物多様性への理解を深めます。また、気候変動をはじめとする幅広い分野との連携を図る必要があることを啓発します。
- 学校教育において尼崎の生物多様性について学べるプログラムを開発・活用することで子

どもたちにも生物多様性の概念・重要性を啓発します。

- 市民参加型の生物調査の実施や市内のフィールドを活用した自然観察会の開催、農業体験、生物の生息・生育環境に配慮した公園・河川の維持管理、魚釣り公園の運営などにより身近に生物と触れ合える機会を設けます。

施策イ

生物多様性に配慮した市民生活・事業活動の普及

- 日常生活や事業活動は様々な資源を消費しながら営まれており、市内外の生物多様性にも影響を及ぼしていることから、環境ラベル商品や環境保全型農作物・地元産農作物の選択、食品ロス・プラスチックごみの削減につながる消費行動など生物多様性の保全を意識した行動の普及を進めます。
- ペットや園芸種については、野生化・逸出などにより地域の生態系に影響を及ぼす可能性

があるため、動植物を適正に飼養・栽培することの必要性について啓発します。また、クラス・野良猫などへの対策についても周知していきます。

- 尼崎には大規模な森林はありませんが、大気浄化や洪水緩和などとして森林の恩恵を受けているといえ、森林の適切な維持管理を促していくため、国産木材の利用や森林の公益的機能の啓発に取り組みます。

施策ウ

自然環境の保全・回復に関する取組の支援とモデル的な取組の検討

- 自然環境の保全・回復を進めるために必要となる専門的な知識・技術や情報の提供、費用に対する補助などを行うことで市民活動を支援します。なお、支援にあたっては、自然環境の状況を踏まえつつ、市民の関心や担い手の育成、歴史・文化など地域における固有の価値を尊重した取組となるよう配慮します。
- 生物多様性の保全・回復に関する取組については、様々な主体が連携しつつ自立的かつ持

続的なものとするためのモデル的な取組として、農業公園において自生するヒメボタルをシンボル種とした生息環境の保全活動や猪名川自然林においてエノキ・ムクノキを主体とした自然林の再生実験などを行います。また、得られた課題・成果などは取りまとめ、他の取組に活かせるよう事例として公表します。

施策エ

生物多様性に関する情報の蓄積・利活用

- 尼崎の野生動植物や生態系に関する情報を把握するため、身近な自然については定期的に基礎的な調査を実施するとともに、様々な主体が実施している調査の結果などを収集・整理し、公表していきます。
- 生物調査を行う際には重要種・外来種に関する情報を整理・分析することで生息・生育場

所や分布状況の把握に努めます。

- 重要種・外来種、在来種に関する情報を公表することで尼崎での様々な事業・取組での配慮に役立てます。また、開発や緑化、緑地・水辺の維持管理の際の生物多様性への配慮の方法・考え方などについてガイドラインなどとして取りまとめることを検討します。



目標 2 生物の生息・生育環境を保全・創出します

身近な自然として古くから残存している樹林や河川などだけでなく、人為的に整備する緑地や水辺についても生物の生息・生育環境として保全・創出していきます。

指標

指標	基準	目標
確認された種の数（種）	集計中（R4・5）	現状より増やす（R15）
確認された重要種の数（種）	集計中（R4・5）	現状より減らさない（R15）
確認された外来種の数（種）	集計中（R4・5）	現状より増やさない（R15）
市民参加型調査の結果（総合評価）	1.2/4.0（R4）	現状より改善する（R14）
生物多様性・生態系に関する環境認証の取得数（件）	-	10年間で5件程度

施策ア

生物の生息・生育に配慮した身近な自然や緑地・水辺の維持管理

- 河川や河畔林、社寺林、田畑、水路など過去から残存している身近な自然については、尼崎における自然の基礎的な要素として成り立ちなどを考慮しながら保全していきます。
- まとまった緑のある緑地や河川については尼崎における生物の生息・生育環境として拠点・軸となる場所であるため、生活環境に配慮しつつ、生物の生息・生育環境としての質

を高めるとともに、身近に自然を感じ、触れ合うことができる場としていきます。なお、生物の生息・生育環境は市域に留まるものではないほか、先行している取組が存在する場合もあることから、生態系の連続性に配慮しつつ、管理者・所有者などと連携を図りながら維持管理します。

施策イ

生物多様性に配慮した開発の促進・緑化の推進

- 都市化が進展している尼崎においては、緑地・水辺を確保しにくいことから、新たな開発が行われる機会や既存の緑地・水辺の改修・再整備の機会などを的確に捉え、草地・樹林・水辺などの要素を適切に配置することで生物の生息・生育環境への配慮を促すほか、生物多様性に悪影響を及ぼさない植栽種の選定や尼崎の森中央緑地での取組を踏まえた地域性苗木を活用することにより質にも配慮した緑化を推進します。
- 開発にあたっては生物多様性・生態系に配慮した開発であることを評価できる環境認証

（JHEPやABINCなど）取得の普及を進めるほか、環境影響評価制度の適切な運用を通じ、一定規模以上の事業の実施にあたっては、持続可能なまちづくりにも資する事業となるよう事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

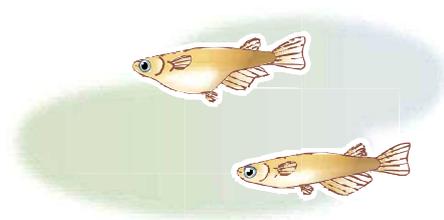
- 現存する貴重な大木や樹林については条例に基づく指定を行うなどにより保全します。その他生物多様性の保全に資する管理が行われている区域における取組の支援についても検討していきます。

施策ウ

重要種・外来種への対応

- 地域固有の希少生物の生息・生育環境を保全するとともに、植物については別の場所への避難・移植を検討するほか、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼしている侵略的外来種については防除を行います。なお、重要種の保全や外来種の防除については

専門的な知識・技術が必要になることに加え、継続的な取組とするには労力・費用が必要となるため、関係機関や専門家、市民団体など多様な主体との積極的な連携・協力のもと取組を進めていきます。



目標 3 自然の恵みを活用します

生物多様性を保全することで、もたらされる多様な自然の恵みを暮らしやまちづくりに活かしていきます。

指標

指標	基準	目標
市内に農地が必要だと考えている市民の割合 (%)	19.5% (R4)	55.0% (R15)
地産地消をしている市民の割合 (%)	7.9% (R4)	19.0% (R9)
市民農園の新規開設面積の累計 (㎡)	3,525 ㎡ (R4)	7,050 ㎡ (R9)

施策ア 農地の保全・活用

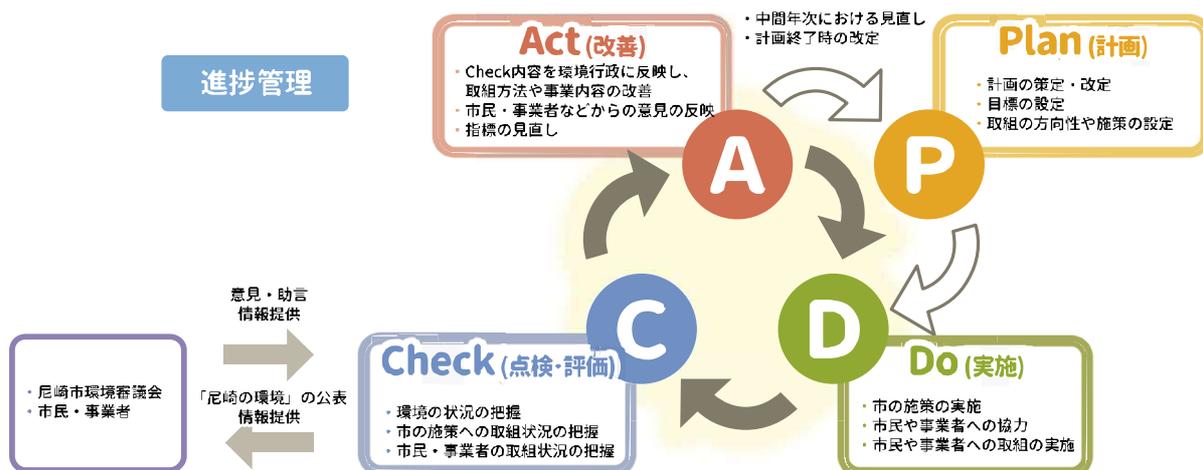
- 農地は農作物の生産場所としてだけでなく、生物の生息・生育環境としても特殊な環境でもあることを踏まえ、生産緑地への指定や市民農園の整備・活用などの多様な手法により都市に残された農地の保全を図ります。また、農作物の生産・販売に必要な資材などに補助を行うことで農業経営の支援を行います。
- 尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、広く周知するとともに、地産地消を促進していきます。また、伝統野菜である尼蒔や武庫・富松一寸ソラマメ、田能の里芋については市民ボランティアの協力を得ながら栽培するとともにその販売を促進することで、尼崎に固有の品種を守り、農業への理解を深めます。

施策イ 自然・生態系を利用した社会課題の解決

- 自然や生物の営みなどがもたらす直接的・副次的な機能・作用をまちづくりに活かすためにグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備）やNbS（自然を活用した解決策）という概念を普及させ、活用していきます。
- 公園や街路樹などの緑地を適切に保全・維持管理することで、雨水浸透・雨水貯留機能を向上させ下水道への負荷を軽減するとともに、緑陰の形成や蒸散作用などによるヒートアイランド現象の緩和や暑さ対策に資する取組としていきます。
- 農地を災害発生時に一時避難や負傷者の応急処置の場として使用できるよう防災協力農地として登録し、防災面からも活用していきます。
- 河川の改修時には近自然工法を活用することで身近な自然を適切に保全し、水質浄化機能の維持・向上につなげます。

進捗管理

- ・毎年度の取組については、施策評価の仕組みを通じて確認するとともに、把握・取りまとめを行い「環境基本計画年次報告書」として公表することとします。
- ・中間見直し（5年目）・改定（10年目）のタイミングで環境に関する取組状況や基礎データの傾向などを整理、評価したうえで、尼崎市環境審議会に報告し、環境政策の方向性などについて意見・助言を受けることとします。



推進体制

- ・ 生物多様性を保全・利用していくためには、尼崎の生態系を保全するだけでなく、消費・経済活動や生活様式を変えていく必要があり、市の取組だけでは限界があることから、市民・事業者・市が将来像や目標を共有し、互いの得意・不得意を理解し、協力しながら取り組んでいきます。

身近な自然

生物の生息・生育環境として重要、またはポテンシャル（潜在的な可能性）がある場所・要素を「身近な自然」とし、戦略に基づく施策を講じることで、生活環境などに配慮しながら将来にわたって大切に継承していきます。

武庫川



堰などがあるものの回遊性の水生生物が確認されていることから連続性が確保されているほか、希少な植物が生育している河原や河川敷があります。

庄下川・昆陽川



護岸整備などにより人工的な環境ですが、中流域には植生のある中洲・奇峯、川沿いには捨石などが置かれるなど多様な水辺環境があります。

猪名川自然林・佐撲丘



尼崎の樹林の特徴であるエノキ・ムクノキから構成される河畔林であり、落葉や朽木なども残されているなど樹林として豊かな環境であるため、様々な鳥や虫などが生息しています。

猪名川・藻川



堰などがあるものの回遊性の水生生物が確認されていることから連続性が確保されているほか、希少な動植物が生息・生育している河川敷や寄洲・中洲、豊かな水際などがあります。特に藻川については市域の北限付近まで湖沼がないため、中流域まで感潮域となっています。

**規模の大きな緑地①
(西武庫公園、上坂部西公園など)**



人為的に整備された緑地であっても、規模の大きな緑地（樹林面積が概ね2ha以上）には樹林、草地、水辺などの様々な環境があり、希少な生き物も含め様々な植物、鳥、虫、水生生物の生息・生育環境となっています。また、これらの緑地に準ずる規模の緑地（樹林面積が概ね1ha以上）については緑地単体では周辺環境の影響を受けやすいため、周辺にも緑を増やすことで緑地の環境を安定させることができます。



農地・水路



水辺・湿性の環境を好む水草やカエル類などが生息・生育する場所として農地とこれに付随する水路があります。

**社寺林
(保護樹木・樹林)**

(撮影写真)

古くから存在する神社や寺などにはクスノキやケヤキ、イチヨウなどと併せて尼崎の樹林の特徴であるエノキ・クスノキが含まれている樹林・樹木があります。

**規模の大きな緑地②
(尼崎の森中央緑地)**



地域性苗木を用いて遺伝子レベルで生物多様性に配慮しながら緑化が進められている緑地です。全国的にも珍しい取組であり、尼崎の生物多様性の核を担う緑地として期待されています。

海城・運河

(撮影写真)

海岸は人工化していますが、様々な海水魚・汽水魚の生息環境となっているほか、水鳥の飛来地となっています。

凡 例	
身近な自然の場所	
	河川（多様な環境がある範囲）
	緑地：樹林面積2ha以上
身近な自然の要素	
	農地（生産緑地）
	緑地：樹林面積1ha以上2ha未満
	水路
	運河・海城
	保護樹林
	保護樹木
その他の環境要素	
	河川
	樹木分布位置
	緑地：樹林面積1ha未満

発行元・発行時期

尼崎市生物多様性地域戦略（概要） 令和6年〇月
 発行：尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課（TEL：06-6489-6138 FAX：06-6489-6793）